

第 号議案

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件  
公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
(図書館条例の一部改正)

第1条 神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第8条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第8条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。 3 [略]

(食肉センター条例の一部改正)

第2条 神戸市立食肉センター条例(昭和29年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（都市公園条例の一部改正）

第3条 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金）	（利用料金）
第16条の2 [略]	第16条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、	3 市長は、前項の承認をしたときは、

その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第23条の2 [略]	第23条の2 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(児童福祉施設等に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市立児童福祉施設等に関する条例(昭和33年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]

(御影公会堂条例の一部改正)

第5条 神戸市立御影公会堂条例（昭和34年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第17条 [略]	第17条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（老人福祉施設条例の一部改正）

第6条 神戸市立老人福祉施設条例（昭和38年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料及び利用料金)	(使用料及び利用料金)
第8条 [略]	第8条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及びこれらの利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及びこれらの利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
7、8 [略]	7、8 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(監査委員条例の一部改正)

第7条 神戸市監査委員条例(昭和39年3月条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法)	(公表の方法)
第6条 監査委員の行う公表に関して	第6条 監査委員の行う公表に関して

は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

は、監査委員において、特に必要があると認めるものを除くほか、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）の定めるところによる。

（収入証紙条例の一部改正）

第8条 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（収入証紙の売りさばき） 第3条 [略] 2 市長は、前項の規定による売りさばき人及び売りさばき所を指定したときは、直ちに、これを <u>公表</u> しなければならない。指定を取り消したとき又は売りさばき所を変更したときも、同様とする。	（収入証紙の売りさばき） 第3条 [略] 2 市長は、前項の規定による売りさばき人及び売りさばき所を指定したときは、直ちに、これを <u>告示</u> しなければならない。指定を取り消したとき又は売りさばき所を変更したときも、同様とする。

（「財政事情」の公表に関する条例）

第9条 神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法)	(公表の方法)
第 4 条 「財政事情」の公表は、 <u>インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</u>	第 4 条 「財政事情」の公表は、 <u>市公報によりこれを行なう。ただし、市長は必要に応じ市公報によるほか、適宜、他の方法によりその要旨を公表することができる。</u>
	2 <u>前項の市公報掲載文書は、公表の日から 6 箇月間市長の指定した場所において公開閲覧に供するものとする。</u>
	3 <u>前項の閲覧に関する必要な事項は、市長が定める。</u>

(集会所条例の一部改正)

第10条 神戸市立集会所条例（昭和40年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第11条 神戸市立路外駐車場条例（昭和42年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(厚生年金住宅条例の一部改正)

第12条 神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号）の一部を次のよう



に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第17条　〔略〕	第17条　〔略〕
2～4　〔略〕	2～4　〔略〕
5　市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5　市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

（総合福祉センター条例の一部改正）

第13条　神戸市立総合福祉センター条例（昭和44年10月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(ひとり親家庭支援センター条例の一部改正)

第14条 神戸市ひとり親家庭支援センター条例（昭和44年10月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(自然の家条例の一部改正)

第15条 神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第9条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。 4、5 [略]	(利用料金) 第9条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。 4、5 [略]
(指定管理者の指定等) 第12条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(指定管理者の指定等) 第12条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(婦人会館条例の一部改正)

第16条 神戸市立婦人会館条例（昭和48年3月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。	3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
4 [略]	4 [略]

(港湾施設条例の一部改正)

第17条 神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)

第42条 [略]	第42条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(文化ホール条例の一部改正)

第18条 神戸文化ホール条例（昭和48年4月条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又	2 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(丸山コミュニティ・センター条例の一部改正)

第19条 神戸市立丸山コミュニティ・センター条例（昭和48年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第15条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第15条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(消費生活センター条例の一部改正)

第20条 神戸市消費生活センター条例（昭和49年4月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第11条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第11条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(六甲山牧場条例の一部改正)

第21条 神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第5条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 5～7 [略]	(利用料金) 第5条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 5～7 [略]

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(海づり公園条例の一部改正)

第22条 神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、そ	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、そ



の旨を公表するものとする。

の旨を告示するものとする。

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第23条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略]	(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略]
(指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(青少年会館条例の一部改正)

第24条 神戸市青少年会館条例（昭和55年4月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(国際会議場条例の一部改正)

第25条 神戸国際会議場条例（昭和55年10月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)

<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
--	--

(国際展示場条例の一部改正)

第26条 神戸国際展示場条例（昭和55年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u></p>	<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u></p>

<p>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(水産会館条例の一部改正)

第27条 神戸市立水産会館条例（平成56年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>3 [略]</p>

(文化センター条例の一部改正)

第28条 神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(ポートアイランド市民広場条例の一部改正)

第29条 ポートアイランド市民広場条例(昭和56年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第30条 神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程（昭和56年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の氏名等の <u>公表</u> )	(委員の氏名等の <u>公告及び掲示</u> )
第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所並びに1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を <u>インターネットの利用その他適切な方法により公表する。</u>	第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所並びに1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を <u>公告するとともに、その公告の内容を施行地区内の適当な場所に</u>

公告の日から起算して10日間掲示し  
なければならない。

(博物館条例の一部改正)

第31条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第32条 神戸ポートアイランドホール条例(昭和59年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(青少年科学館条例の一部改正)

第33条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)



第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(自然環境活用センター条例の一部改正)

第34条 神戸市立自然環境活用センター条例（昭和59年3月条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(農村環境改善センター条例の一部改正)

第35条 神戸市立農村環境改善センター条例（昭和60年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程の一部改正）

第36条 神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程（昭和61年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の氏名等の <u>公表</u> )	(委員の氏名等の <u>公告及び掲示</u> )
第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所、1号委員又	第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所、1号委員又

は2号委員の別その他必要な事項を  
インターネットの利用その他適切な  
方法により公表する。

は2号委員の別その他必要な事項を  
公告するとともに、その公告の内容  
を施行地区内の適当な場所に公告の  
日から起算して10日間掲示しなけれ  
ばならない。

(しあわせの村条例の一部改正)

第37条 神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）の一部を次のよう  
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及  
び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線  
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）  
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改  
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、 その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u> するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、 その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u> するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第38条 神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(ふれあいのまちづくり条例の一部改正)

第39条 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第7条 [略] 2 [略] 3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 4 [略]	(指定管理者の指定等) 第7条 [略] 2 [略] 3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 4 [略]

(埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第40条 神戸市埋蔵文化財センター条例（平成3年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第10条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第10条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第41条 神戸市男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第20条 [略]	第20条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（小磯記念美術館条例の一部改正）

第42条 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(在宅障害者福祉センター条例の一部改正)

第43条 神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第5条の5 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第19条 [略]	(利用料金) 第5条の5 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第19条 [略]

2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(産業振興センター条例の一部改正)

第44条 神戸市産業振興センター条例（平成4年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(こうべまちづくり会館条例の一部改正)

第45条 神戸市立こうべまちづくり会館条例（平成5年3月条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。



- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第46条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第12条 [略]	第12条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又	4 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 5 [略]	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 5 [略]
---	---

(こうべ市民福祉交流センター条例の一部改正)

第47条 神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成6年1月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(体育施設条例の一部改正)

第48条 神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(新開地アートひろば条例の一部改正)

第49条 新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(ファッション美術館条例の一部改正)

第50条 神戸ファッション美術館条例(平成8年10月条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(市営住宅条例の一部改正)

第51条 神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第68条 [略]	第68条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5～9 [略]	5～9 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第74条 [略]	第74条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公</u>	5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告</u>

表するものとする。	示するものとする。
6 [略]	6 [略]

(ものづくり工場条例の一部改正)

第52条 神戸市ものづくり工場条例（平成9年10月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(水産体験学習館条例の一部改正)

第53条 神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第22条 [略]	第22条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(太閤の湯殿館条例の一部改正)

第54条 神戸市立太閤の湯殿館条例（平成11年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(風見鶏の館等条例の一部改正)

第55条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(生涯学習支援センターその他の施設条例の一部改正)

第56条 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）



については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(有馬温泉の館条例の一部改正)

第57条 神戸市有馬温泉の館条例（平成13年4月条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]

<p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(身体障害者社会参加支援施設条例の一部改正)

第58条 神戸市立身体障害者社会参加支援施設条例(平成15年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
<p>第7条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>第7条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(臨床研究情報センター条例の一部改正)

第59条 神戸臨床研究情報センター条例(平成15年3月条例第61号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

（有馬温泉観光交流センター条例の一部改正）

第60条 神戸市立有馬温泉観光交流センター条例（平成15年3月条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(こうべ市歯科センター条例の一部改正)

第61条 神戸市立こうべ市歯科センター条例(平成16年3月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第9条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。	(指定管理者の指定等) 第9条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第62条 神戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の公表) 第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、毎年11月30日までに、インターネットの利用 <u>その他適切な方法により行うものとする。</u>	(市長の公表) 第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、毎年11月30日までに、 <u>公告</u> 、インターネットの利用 <u>その他市長が定める方法により行うものとする。</u>

(文学館条例の一部改正)

第63条 神戸文学館条例（平成18年3月条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部改正)

第64条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例(平成18年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(利用料金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第65条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(海外移住と文化の交流センター条例の一部改正)

第66条 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例(平成20年12月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第22条 [略]	第22条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(こども初期急病センター条例の一部改正)

第67条 神戸こども初期急病センター条例(平成22年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改



正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(ふたば学舎条例の一部改正)

第68条 神戸市立ふたば学舎条例（平成22年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第9条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	(利用料金) 第9条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。

5、6 [略] (指定管理者の指定等)	5、6 [略] (指定管理者の指定等)
第18条 [略]	第18条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(デザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部改正)

第69条 デザイン・クリエイティブセンター神戸条例(平成24年3月条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第13条 [略]	第13条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、前3項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、前3項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
6、7 [略] (指定管理者の指定等)	6、7 [略] (指定管理者の指定等)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又	2 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(洞川教育キャンプ場条例の一部改正)

第70条 神戸市立洞川教育キャンプ場条例(平成27年10月条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例の一部改正)

第71条 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例(平成28年9月条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(こべっこあそびひろば条例の一部改正)

第72条 神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(海洋博物館条例の一部改正)

第73条 神戸海洋博物館条例（令和元年9月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第8条 [略]	第8条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第17条 [略]	第17条 [略]

2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取消した</u> ときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(こども本の森神戸条例の一部改正)

第74条 こども本の森神戸条例（令和2年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(西神中央ホール条例の一部改正)

第75条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(都市景観条例の一部改正)

第76条 神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を<u>公表するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続）</p> <p>第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を<u>公表するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を<u>告示しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続）</p> <p>第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を<u>告示しなければならない。</u></p>

（児童センター条例の一部改正）

第77条 神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>



4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 理 由

情報発信手段の多様化に伴い、条例を改正する必要があるため。